

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程（平成16年旭医大達第156号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(時間給及び日給)</p> <p>第6条 時間給及び日給は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が30時間を超えない範囲内で勤務する職員については、別表第1に定める額の範囲内の額をもって時間給とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年2月16日から施行し、改正後の旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程は、令和4年2月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>初任給調整手当相当額を医療職等の時間給に反映させるため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(時間給及び日給)</p> <p>第6条 時間給及び日給は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、1週間当たりの勤務時間が30時間を超えない範囲内で勤務する職員については、別表第1に定める額の範囲内の額をもって時間給とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(略)</p>

別表第1（第6条第1項第5号及び第2項関係）

イ・ロ（略）

ハ 技術補助員（医療）時間給表

薬剤師以外の医療職									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	大学勤務者 (新設)
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
	2.00					974	1,010	1,045	960 (新設)
		0.00	1.00			1,037	1,073	1,109	1,023 (新設)
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	1,101	1,147	1,193	1,086 (新設)
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	1,210	1,256	1,302	1,195 (新設)
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	1,315	1,362	1,408	1,301 (新設)
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	1,404	1,450	1,497	1,390 (新設)
14.00		13.00		12.00		1,490	1,536	1,582	1,475 (新設)

備考 この表は、臨床検査技師、栄養士等の免許等を必要とする業務（次表に該当するものを除く。）に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

薬剤師					
経験年数				時間給額 (円)	大学勤務者 (新設)
大学卒		大学6卒			
以上	未満	以上	未満		
0.00	6.00	0.00	3.00	1,414	1,400 (新設)

別表第1（第6条第1項第5号及び第2項関係）

イ・ロ（略）

ハ 技術補助員（医療）時間給表

薬剤師以外の医療職									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
	2.00					960	995	1,031	
		0.00	1.00			1,023	1,059	1,095	
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	1,086	1,133	1,179	
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	1,195	1,242	1,288	
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	1,301	1,347	1,393	
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	1,390	1,436	1,482	
14.00		13.00		12.00		1,475	1,521	1,568	

備考 この表は、臨床検査技師、栄養士等の免許等を必要とする業務（次表に該当するものを除く。）に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許等の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

薬剤師				
経験年数				時間給額 (円)
大学卒		大学6卒		
以上	未満	以上	未満	
0.00	6.00	0.00	3.00	1,400

6.00	9.00	3.00	6.00	<u>1,446</u>	<u>1,432</u> (新設)
9.00	12.00	6.00	9.00	<u>1,534</u>	<u>1,519</u> (新設)
12.00		9.00		<u>1,605</u>	<u>1,591</u> (新設)

備考 この表は、薬剤師の免許を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、免許の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

ニ 技術補助員（看護）時間給表

看護師等									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	大学勤務者 (新設)
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
0.00	2.00					<u>1,124</u>	<u>1,173</u>	<u>1,223</u>	<u>1,110</u> (新設)
		0.00	1.00			<u>1,172</u>	<u>1,223</u>	<u>1,275</u>	<u>1,157</u> (新設)
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	<u>1,224</u>	<u>1,278</u>	<u>1,332</u>	<u>1,210</u> (新設)
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	<u>1,320</u>	<u>1,374</u>	<u>1,428</u>	<u>1,305</u> (新設)
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	<u>1,424</u>	<u>1,478</u>	<u>1,532</u>	<u>1,410</u> (新設)
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	<u>1,486</u>	<u>1,540</u>	<u>1,595</u>	<u>1,472</u> (新設)
14.00	17.00	13.00	<u>16.00</u>	12.00	15.00	<u>1,566</u>	<u>1,620</u>	<u>1,674</u>	<u>1,551</u> (新設)
17.00	20.00	16.00	<u>19.00</u>	15.00	18.00	<u>1,661</u>	<u>1,715</u>	<u>1,770</u>	<u>1,647</u> (新設)
20.00	23.00	19.00	<u>22.00</u>	18.00	21.00	<u>1,748</u>	<u>1,802</u>	<u>1,856</u>	<u>1,733</u> (新設)
23.00		22.00		21.00		<u>1,827</u>	<u>1,881</u>	<u>1,936</u>	<u>1,813</u>

6.00	9.00	3.00	6.00	<u>1,432</u>
9.00	12.00	6.00	9.00	<u>1,519</u>
12.00		9.00		<u>1,591</u>

備考 この表は、薬剤師の免許を必要とする業務に従事する者に適用し、経験年数は、免許の資格を取得した時以後の経験年数を示す。

ニ 技術補助員（看護）時間給表

看護師等									
経験年数						時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2	
短大卒		短大3卒		大学卒					
以上	未満	以上	未満	以上	未満				
0.00	2.00					<u>1,110</u>	<u>1,159</u>	<u>1,208</u>	
		0.00	1.00			<u>1,157</u>	<u>1,209</u>	<u>1,261</u>	
2.00	5.00	1.00	4.00	0.00	3.00	<u>1,210</u>	<u>1,264</u>	<u>1,318</u>	
5.00	8.00	4.00	7.00	3.00	6.00	<u>1,305</u>	<u>1,359</u>	<u>1,414</u>	
8.00	11.00	7.00	10.00	6.00	9.00	<u>1,410</u>	<u>1,464</u>	<u>1,518</u>	
11.00	14.00	10.00	13.00	9.00	12.00	<u>1,472</u>	<u>1,526</u>	<u>1,580</u>	
14.00	17.00	13.00		12.00	15.00	<u>1,551</u>	<u>1,606</u>	<u>1,660</u>	
17.00	20.00	16.00	<u>16.00</u>	15.00	18.00	<u>1,647</u>	<u>1,701</u>	<u>1,755</u>	
20.00	23.00	19.00	<u>19.00</u>	18.00	21.00	<u>1,733</u>	<u>1,787</u>	<u>1,842</u>	
23.00		22.00	<u>22.00</u>	21.00		<u>1,813</u>	<u>1,867</u>	<u>1,921</u>	

(新設)

備考 この表は、看護師、助産師及び保健師の業務に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後の経験年数を示す。

(削除)

備考 この表は、看護師、助産師及び保健師の業務に従事する者に適用し、経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後の経験年数を示す。

准看護師				
経験年数		時間給額 (円)	調整額 加算1	調整額 加算2
准看護師養成所卒				
以上	未満			
0.00	3.00	953	995	1,038
3.00	6.00	1,055	1,101	1,148
6.00	9.00	1,198	1,245	1,292
9.00	12.00	1,284	1,331	1,378
12.00	15.00	1,373	1,420	1,467
15.00	18.00	1,437	1,484	1,531
18.00	21.00	1,504	1,551	1,598
21.00	24.00	1,577	1,624	1,670
24.00		1,640	1,687	1,734

備考 経験年数は、准看護師免許を取得した以降の経験年数を示す。